
萩市再犯防止推進計画

《2022 年度～2026 年度》



2022 年 3 月

萩 市

はじめに

再犯防止推進計画は、再犯の防止等に関する法律に基づき、平成 29 年 12 月 15 日に閣議決定されました。山口県においても平成 30 年 3 月に山口県再犯防止推進計画が策定されています。

それを受けて、萩市でも犯罪をした人等との共生と明るい地域社会の実現を目的とし、国や県、司法や社会福祉の関係者、民間協力団体等で構成される「萩市再犯防止推進計画策定委員会」を立ち上げ、「萩市再犯防止推進計画」を策定しました。

犯罪をした人等の中には、高齢者や障がい者などの福祉的な支援が必要な人や、住居や就労先がなく生活が不安定な人がいます。

そのため、社会復帰ができず、再び犯罪に手を染める人もいます。そのような人の立ち直りを支え、社会に受け入れることが喫緊の課題です。

この計画では、再犯防止のため、「広報・啓発活動の推進」、「就労支援・住居の確保支援」、「保健医療・福祉支援の利用の推進」、「青少年の健全育成」、「関係機関等との連携」の 5 項目において取り組み、犯罪や非行のない地域社会をつくることとしています。

再犯防止に対しての皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2022(令和 4)年 3 月



更生ペンギンのホゴちゃん

萩市長 田中 文夫

目 次

第1 計画の策定にあたって

1	計画策定の目的	1
2	計画の位置付け	2
3	基本方針	2
4	計画の期間	2
5	計画の策定体制	2

第2 重点施策における取組事項

1	広報・啓発活動の推進	4
2	就労支援・住居の確保支援	
(1)	就労支援	8
(2)	住居確保の支援	11
3	保健医療・福祉支援の利用の推進	
(1)	高齢者または障がい者等への支援	13
(2)	薬物依存者等への支援	19
4	青少年の健全育成	20
5	関係機関等との連携	24

第3 計画の推進

1	計画の推進体制	28
---	---------	----

参考資料

1	山口県内の再犯者率の推移	29
2	萩市内の刑法犯の過去5年間の検挙件数	29
3	根拠法令	30
4	要綱	32
5	策定委員	33
6	用語解説	34

★の付いた用語を用語解説に記載

第1 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

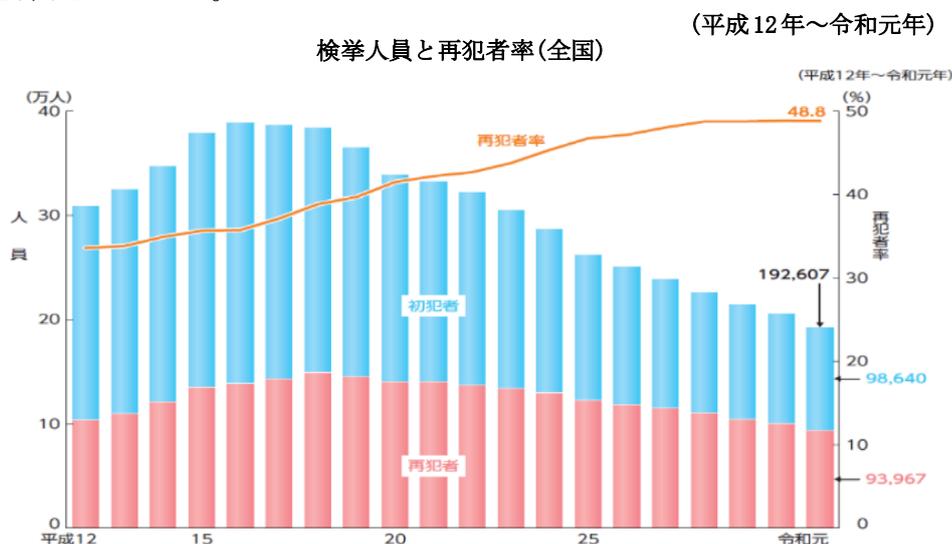
全国の刑法犯★の認知件数★は減少し、2016(平成28)年には100万件を下回り、2019(令和元)年には約75万件と戦後最少となりました。

一方で、全国の再犯者率(検挙★人員に占める再犯者の比率)は約50%に近づいていて、山口県においても同じような傾向です。そのため、「再犯」を防止することは極めて重要な課題といえます。

このような状況の中、2016(平成28)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号。以下「法」という。)が施行され、市町村においては地域の実情に応じた再犯防止に関する施策の策定及び実施の責務を有すること等が明示されました。

犯罪や非行をした者の中には、貧困や疾病、し癖、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える者が少なくありません。こうした生きづらさを抱える犯罪をした者等の課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があります。取り分け、地域社会で生活する犯罪をした者等に対する支援に当たっては、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する基礎自治体である市町村の役割が極めて重要とされています。

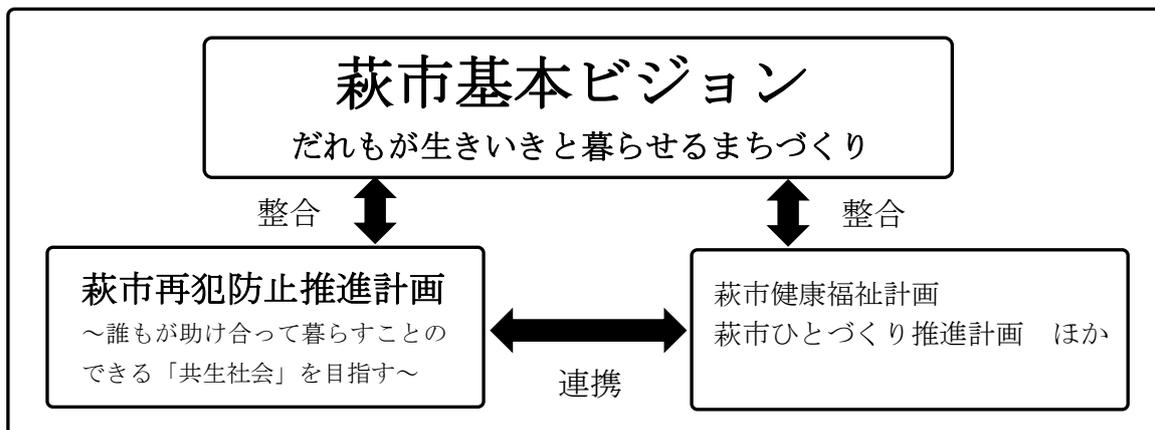
本市では、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を支援することで、誰もが助け合って暮らすことのできる「共生社会」を目指すため、「萩市再犯防止推進計画」を策定しました。



出典：犯罪白書(法務省)

2 計画の位置付け

この計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。また、国や山口県の再犯防止推進計画の取組内容を踏まえるとともに、「萩市基本ビジョン」をはじめとする関連計画と連携・整合を図ります。



3 基本方針

この計画の基本方針は、国や山口県の再犯防止推進計画を踏まえ、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を支援することで、誰もが助け合って暮らすことのできる「共生社会」を目指すため、以下の項目を重点施策とし、取り組みます。

【重点施策】

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 就労支援・住居確保の支援
- (3) 保健医療・福祉支援の利用の推進
- (4) 青少年の健全育成
- (5) 関係機関等との連携

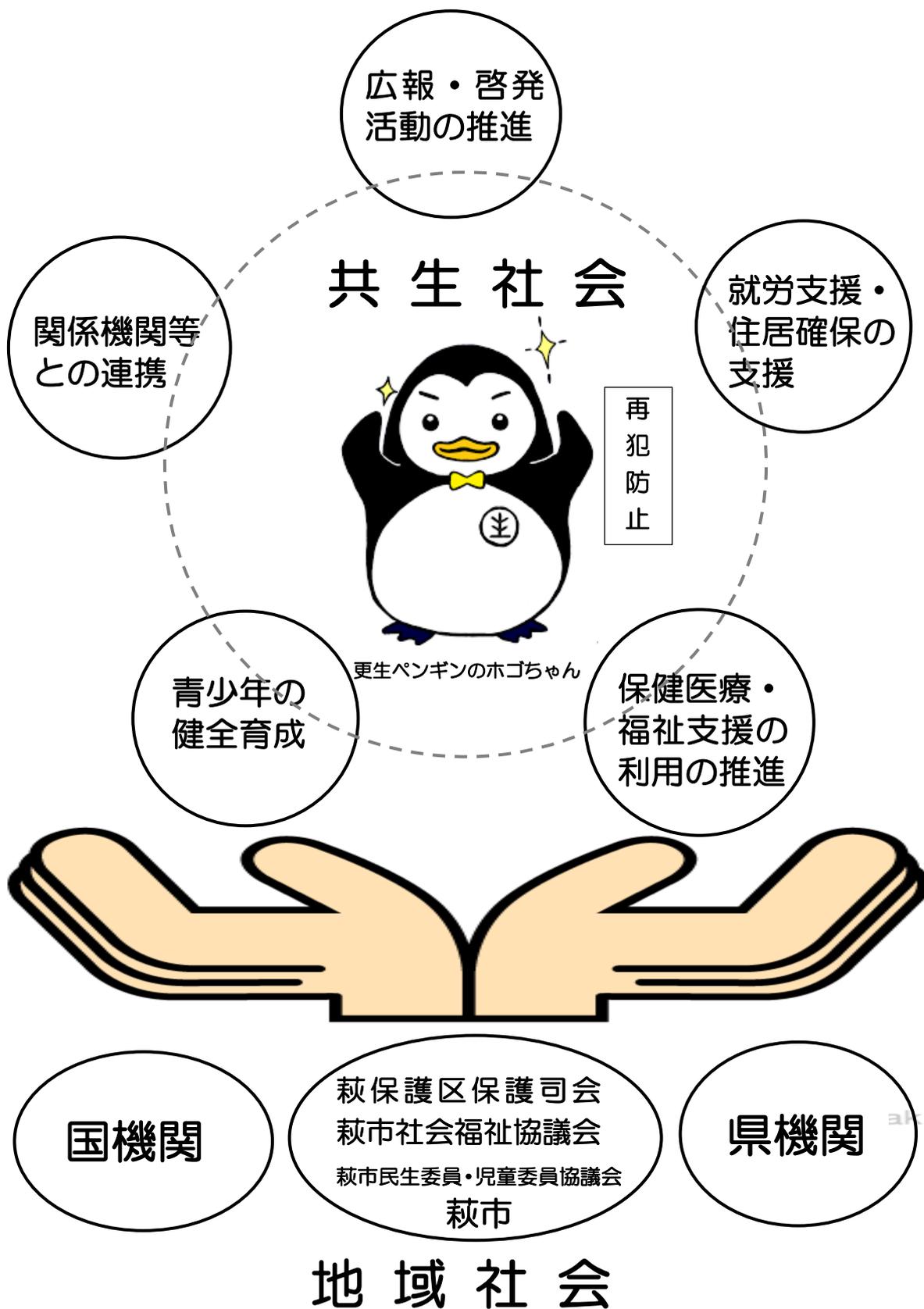
4 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間
※以後、必要に応じて見直すこととします。

5 計画の策定体制

萩市再犯防止推進計画策定委員は、国関係機関、司法関係団体、県関係機関、社会福祉関係団体、地域協力団体、学校関係機関、市関係部署から構成されます。※詳細は、P33に記載。

再犯防止の支援イメージ



第2 重点施策における取組事項

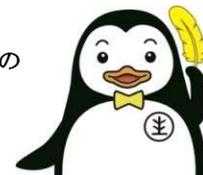
1 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行のない地域社会を築くには、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の立ち直りを支える必要があります。そのためには、市民一人ひとりの理解を深めていくことが大切です。中でも、再犯防止や犯罪をした人等の立ち直りを支援することの重要性を念頭に置いた広報・啓発活動の推進が求められます。

萩市では、これらのことを目的とした“社会を明るくする運動”★を実施しています。行政や地域の関係団体が主体になり、再犯防止などの広報・啓発活動を推進し理解を深めていきます。

また、薬物乱用防止についても薬物使用者の犯罪率や再犯率が高いことから、国・県・市が一体となった薬物乱用防止のための様々な取組や啓発活動を行います。

更生ペンギンの
ホゴちゃん



〈市の取組〉

“社会を明るくする運動”	市民活動推進課生活安全係 TEL0838-25-3601
毎年7月に全国展開される“社会を明るくする運動”強調月間において、萩保護区保護司会★を中心に更生保護団体や地域関係団体等が取り組む様々な活動の周知啓発を支援します。 なお、犯罪をした人等の立ち直りを支えることへの理解者を増やすために“社会を明るくする運動”萩市推進委員会(国・県・市・民間団体等で構成される67団体)の構成委員を拡充します。	
薬物乱用防止【啓発】	市民活動推進課生活安全係 TEL0838-25-3601
県と連携し、薬物乱用防止に関する様々な啓発を行います。	

〈国の取組〉

人権相談・人権啓発活動の実施	山口地方法務局萩支局 TEL0838-22-0478
<p>法務局職員や人権擁護委員★が、国民の日常生活の中で、「これは人権問題ではないか？」と感ずること等について話を伺い、国民の人権を守るために必要な助言やその問題を取り扱う法テラス等の関係機関に紹介するなど、解決の支援をします。</p> <p>差別、私的制裁、いじめ、体罰、虐待、家庭内の暴力、セクシュアルハラスメント、ストーカー、近隣とのもめごと等の幅広い相談に対応します。</p> <p>また、法務省の人権擁護機関では、国民の一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうために、シンポジウムの開催をはじめ、人権に関する冊子・動画の作成、新聞やインターネットを使った広報活動を行います。</p> <p>人権相談</p> <p>◆常設相談所（法務局）</p> <p>毎週月・水・金曜日（午前9時～午後4時）。法務局職員、人権擁護委員が面接または電話による相談を実施します。</p> <p>◆特設相談所（萩市市民活動推進課）</p> <p>毎月1回開設（午前10時～正午、予約制で、申し込みがない場合は開設しない）。法務局職員、人権擁護委員による面接相談を実施しています。</p> <p>人権啓発活動</p> <p>◆人権教室</p> <p>人権擁護委員により、萩支局管内の小中学校または保育園等において人権出前講座★を行います。</p> <p>◆人権週間</p> <p>12月4日～10日の間における萩市内商業施設等での啓発活動</p> <p>◆人権の花運動啓発活動</p> <p>協力校における啓発活動（人権の花の苗植え及び経過観察等）</p> <p>◆中学生人権作文コンテスト</p> <p>人権尊重思想の重要性、必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけることを目的に実施しています。</p>	

〈県の取組〉

<p>薬物乱用防止【啓発活動】</p>	<p>山口県薬物乱用対策推進本部★（山口県健康福祉部薬務課）山口県萩健康福祉センター0838-25-2666</p>
<p>薬物を乱用すると、心身を蝕んだり、幻覚作用から周りの人を傷付けたりするようになります。薬物乱用が社会に与える影響が甚大なため、薬物乱用防止推進員★や薬物乱用防止指導員★等と連携し、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等キャンペーンの実施や、各種講習会、地域のイベント等を活用した地域住民への普及啓発を行います。</p> <p>また、小・中・高等学校、大学等の児童・生徒・学生を対象とした普及啓発（「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」の開催）に取り組めます。</p>	
<p>「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」（再掲）</p>	<p>山口県薬物乱用対策推進本部（山口県健康福祉部薬務課）山口県萩健康福祉センター0838-25-2666</p>
<p>小・中・高等学校、大学等の児童・生徒・学生を対象とした普及啓発（「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」の開催）に取り組めます。</p>	

〈関係団体の取組〉

<p>“社会を明るくする運動”</p>	<p>萩保護区保護司会 Tel0838-21-5333 萩市更生保護協会★ 萩・田万川・須佐更生保護女性会★ 萩BBS会★</p>
<p>◆内閣総理大臣メッセージ伝達式 内閣総理大臣メッセージ伝達式を実施し、推進委員長(市長)に運動への積極的な支援を呼び掛け、活動に対する市民の理解と参加を促進します。</p> <p>◆街頭啓発 7月の“社会を明るくする運動”強調月間に市内の商業施設等において、地域関係者等と連携して街頭啓発を行います。</p> <p>◆作文コンテスト・読み聞かせへの参加促進 保護司会と更生保護女性会とで、市内小中学校を訪問し、児童生徒への“社会を明るくする運動”作文コンテストへの参加を促します。また、「草の芽」などのボランティアによる関係図書を読み聞かせを通し、児童生徒の運動への理解を深めます。</p>	

活動状況

内閣総理大臣メッセージ伝達式



“社会を明るくする運動”街頭啓発



作文コンテスト受賞者発表（須佐地域）



2 就労支援・住居確保の支援

犯罪白書によると犯罪をした人等の中で、仕事に就いていない人は、仕事に就いている人と比較して再犯率が2倍以上高くなっています。また、住居が確保されないまま矯正施設※等を出た人は、住居が確保された人と比較して再犯に至るまでの期間が短いとされています。

再犯防止のためには、仕事と住居の確保が大きな課題となっています。

協力雇用主の
アシカ親方



(1) 就労支援

犯罪をした人等は、様々な理由で就職活動が円滑に進まない場合が多く、また、一旦就職しても職場の環境に馴染めなかったり、自分が希望する仕事に就くことができなかつたりして、離職してしまうことがあります。

そのため、働く意志がありながら未就業の人の相談に対し、職業訓練や就職に必要な知識・技能・資格等を身につけられるよう、ハローワーク等の関係機関と連携し、支援の充実を図ります。

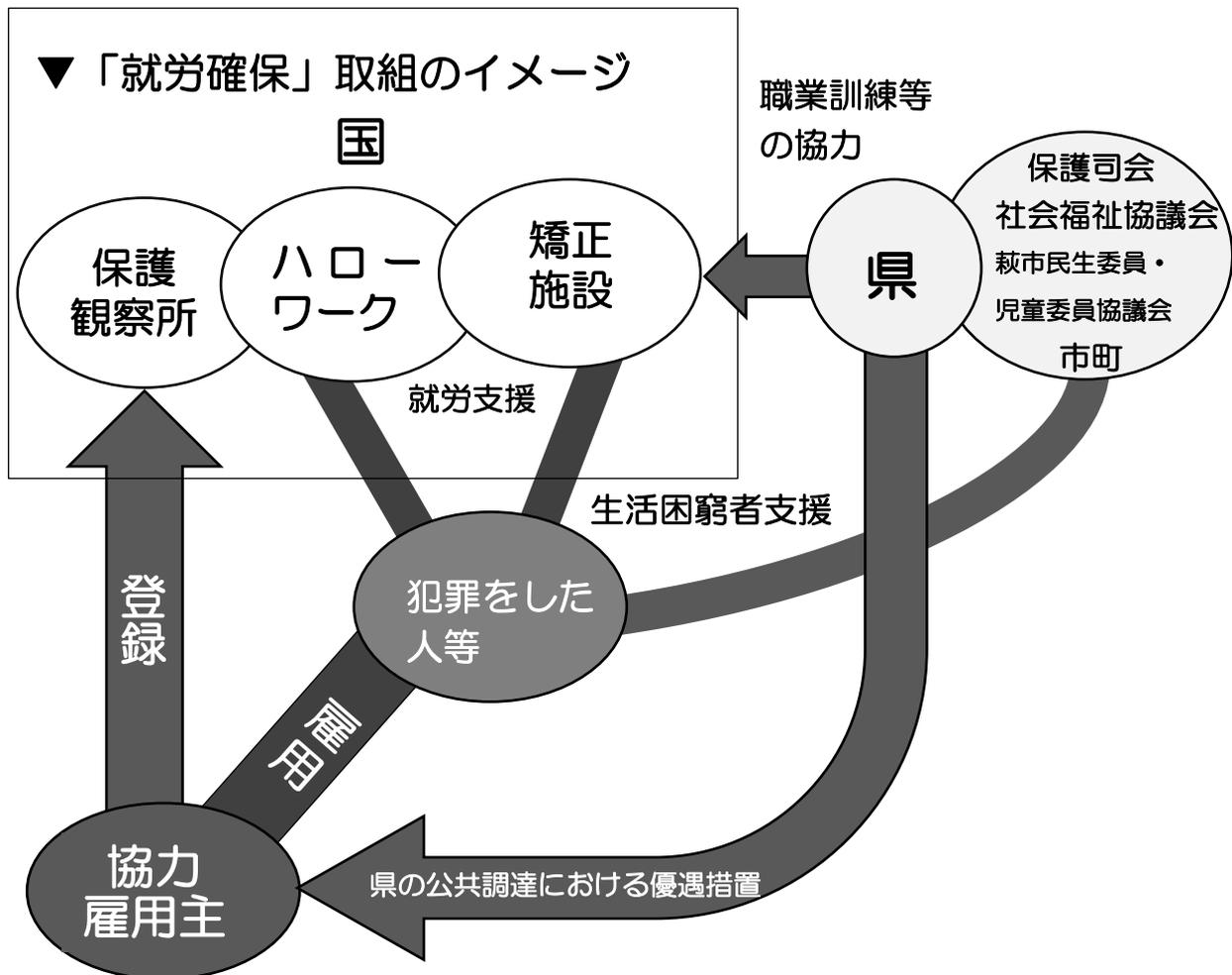
また、様々な支援を受けても、直ちに一般就労が困難な生活困窮者の場合は、社会参加や就労までの経済的支援を行います。

〈市の取組〉

民生委員・児童委員との連携	福祉政策課地域福祉係 Tel0838-25-3550
民生委員・児童委員※や関係団体と連携を取り、問題解決に取り組めます。	
生活保護費の支給	福祉支援課生活支援係 Tel0838-25-3236
病気や失職、その他様々な事情で生活が困窮し、自分で解決することができなくなった時に1日も早く自分の力で生活できるよう支援します。 生活保護は、国の定める保護基準によって計算された世帯の最低生活費と、対象者の世帯の収入とを比べて、その収入が少ない場合、その差額分だけ保護費を支給します。	

〈国の取組〉

<p>就労支援</p>	<p>萩公共職業安定所（ハローワーク萩）★ TEL0838-22-0714</p>
<p>矯正施設又は保護観察所★から、支援対象者等の就労支援について協力依頼があった場合は、当該機関と連携を図りつつ、職業相談・職業紹介等の支援を行います。</p> <p>また、釈放又は出院後に支援対象者に該当しない者が萩公共職業安定所に求職登録を行った場合は、自発的な求職活動を行う者として取り扱い、職業相談・職業紹介を行います。</p>	



〈関係団体の取組〉

地域の相談相手	民生委員・児童委員
<p>地域において悩みごとや困りごと等、さまざまな問題を抱えている人に対して、常に相手の立場に立って相談に応じ、相談者を行政や関係機関につなぎ、問題解決の支援をします。</p>	
就労支援・協力雇用主の開拓	<p>萩保護区保護司会(更生保護サポートセンターはぎ)★ Tel0838-21-5333</p>
<p>矯正施設や保護観察所から協力依頼のあった支援対象者に対し、各機関と連携を図りながら、就労支援を行います。また、支援対象者の就労に対する協力雇用主★を開拓します。</p>	
日常生活の相談 資金貸付事業	<p>萩市社会福祉協議会★ Tel0838-22-2289</p>
<p>◆日常生活の相談 子育てや高齢者の介護、障がい者の生活、生きがいづくり、仲間づくり、地域活動など生活全般に関わるあらゆる困りごとの相談窓口です。 また、どこに相談に行ったらいいのかわからない等、様々な生活のしづらさや心配ごとの相談窓口も開設します。</p> <p>◆資金貸付事業 低所得者をはじめ高齢者、障がい者世帯のニーズに応じて、必要な資金融資を受けることが難しい世帯への資金貸付を行います。</p>	
生活困窮者自立支援事業	<p>萩市社会福祉協議会 Tel0838-25-3620</p>
<p>◆自立相談支援事業 生活困窮者の相談に応じ、課題解決のための支援計画を作成し、生活の安定や就労支援などの自立に向けた相談支援を実施します。</p> <p>◆住居確保給付金 離職などにより住居を失った人、又は失うおそれの高い人に、就職活動を行うことなどを条件に一定期間、家賃相当額を支給します。</p>	

(2)住居確保の支援

犯罪をした人等は、親族等との適切な関係が絶たれる等、従前の住居に戻れないことがあります。そのような場合には、新たな住居を確保する必要があります。住居の確保は、再犯を防ぐためにも重要です。

萩市では、住居に困窮する低所得者等（住宅確保要配慮者★）に対して公募による市営住宅を提供します。また、山口県と連携した住宅セーフティーネット制度★により、民間賃貸住宅への円滑な入居に取り組み、生活の安定を図ります。

また、離職等により生活が困窮し、住居を失った人や失うおそれのある人に経済的支援や住居確保の支援を行います。

〈市の取組〉

保護司の
クジラ先生



<p>民生委員・児童委員との連携（再掲）</p>	<p>福祉政策課地域福祉係 TEL0838-25-3550</p>
<p>民生委員・児童委員や関係団体と連携を取り、問題解決に取り組みます。</p>	
<p>生活保護費の支給（再掲）</p>	<p>福祉支援課生活支援係 TEL0838-25-3236</p>
<p>病気や失職、その他様々な事情で生活が困窮し、自分では解決することができなくなった時に1日も早く自分の力で生活できるよう支援します。</p> <p>生活保護は、国の定める保護基準によって計算された世帯の最低生活費と、対象者の世帯の収入とを比べて、その収入が少ない場合、その差額分だけ保護費を支給します。</p>	
<p>公営住宅 シルバーハウジング</p>	<p>建築課住宅管理係 TEL0838-25-2314</p>
<p>◆公営住宅 住宅に困窮する低所得者等に対し、公営住宅の募集状況などについて、広報「はぎ」や市ホームページなどを活用し、情報提供を行います。</p> <p>◆シルバーハウジング(高齢者世話付市営住宅) 生活援助員の派遣や緊急通報システムの設置等のサービスがある高齢者向けシルバーハウジングの募集状況などについて、広報「はぎ」や市ホームページなどを活用し、情報提供を行います。</p>	



〈関係団体の取組〉

地域の相談相手（再掲）	民生委員・児童委員
地域において悩みごとや困りごと等、さまざまな問題を抱えている人に対して、常に相手の立場に立って相談に応じ、相談者を行政や関係機関につなぎ、問題解決の支援をします。	
日常生活の相談（再掲） 資金貸付事業（再掲）	萩市社会福祉協議会 Tel0838-22-2289
<p>◆日常生活の相談</p> <p>子育てや高齢者の介護、障がい者の生活、生きがいつくり、仲間づくり、地域活動など生活全般に関わるあらゆる困りごとの相談窓口です。</p> <p>また、どこに相談に行ったらいいのかわからない等、様々な生活のしづらさや心配ごとの相談窓口も開設します。</p> <p>◆資金貸付事業</p> <p>低所得者をはじめ高齢者、障がい者世帯のニーズに応じて、必要な資金融資を受けることが難しい世帯への資金貸付を行います。</p>	
生活困窮者自立支援事業（再掲）	萩市社会福祉協議会 Tel0838-25-3620
<p>◆自立相談支援事業</p> <p>生活困窮者の相談に応じ、課題解決のための支援計画を作成し、生活の安定や就労支援などの自立に向けた相談支援を実施します。</p> <p>◆住居確保給付金</p> <p>離職などにより住居を失った人、又は失うおそれの高い人に、就職活動を行うことなどを条件に一定期間、家賃相当額を支給します。</p>	

3 保健医療・福祉支援の利用の推進

犯罪をした高齢者や障がい者、薬物依存者等の円滑な社会復帰や再犯防止のため、保健医療・福祉支援など適切な支援が必要です。

(1) 高齢者や障がいのある人等への支援

犯罪をした高齢者や障がい者等、保健医療や福祉支援が必要な人は、家族や本人の希望で状況に応じた適切な支援を受けることができます。その場合、地域包括支援センターや民生委員・児童委員、社会福祉協議会、その他の福祉関係機関等が連携して必要な支援を行います。



〈市の取組〉

民生委員・児童委員との連携（再掲）	福祉政策課地域福祉係 TEL0838-25-3550
民生委員・児童委員や関係団体と連携を取り、問題解決に取り組みます。	
総合相談支援(高齢者) 高齢者の権利擁護、虐待防止	萩市地域包括支援センター★ TEL0838-25-3521 (萩・川上・むつみ・旭・福栄の方) TEL08387-6-2017 (田万川・須佐地域の方)
<p>◆総合相談支援(高齢者) 高齢者のあらゆる困りごと等の相談に対応します。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> 高齢者の困りごと相談を行っています！ </div> </div> <p>◆高齢者の権利擁護★、虐待防止 高齢者が安心して生活できるよう高齢者の消費者被害や虐待の防止・早期発見のほか、被害にあわれた場合の支援を行います。</p>	
高齢者・障がい者等の権利擁護	萩市権利擁護支援センター TEL0838-26-4680
認知症や障がいなどで判断能力が不十分な人が、安心して生活することができるよう成年後見制度★をはじめ、権利擁護に関する相談を行います。	

<p>高齢者の生活支援</p>	<p>高齢者支援課高齢福祉係 TEL0838-25-3137</p>
<p>高齢者が安心して生活できるよう様々な高齢者福祉サービスを行います。</p> <p>◆生活支援給食サービス</p> <p>市内に居住している概ね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者等で、心身の障がいや疾病等の理由で食事の調理や調達が困難な人に昼食、夕食を自宅まで届け、食生活の安定を図ります。また、届ける際、安否の確認をします。</p> <p>◆生活支援ホームヘルプサービス</p> <p>介護予防のための生活支援・自立支援が目的の支援です。生活機能レベルの低下が認められ対象となった場合にサービスを受けることができます。調理・洗濯・掃除・ゴミ出し(粗大ゴミを除く)・日用品等の買い物代行が対象です。対象のサービスでも自分でできることは、自分ですることが原則となります。</p> <p>◆生活支援ショートステイ</p> <p>特別養護老人ホーム・養護老人ホーム等での短期間入所です。(月 5 日以内)</p> <p>◆緊急通報システム</p> <p>市内に居住しているおおむね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者に対し、緊急時に非常ボタンやペンダントを押すと、近隣の協力員や消防署に自動的に通報を行う緊急通報装置を貸与します。</p> <p>◆家族介護用品支給制度</p> <p>在宅で要介護者を介護している住民税非課税世帯を対象に、紙おむつ等の介護に必要な介護用品と引き換えできる利用券を交付することで、家族の経済的負担等の軽減を図り、要介護者の在宅生活の継続及び福祉向上を図ることを目的とした制度です。</p> <p>◆シルバーハウジング</p> <p>市内に持ち家のない 60 歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者夫婦世帯等へ生活援助員を派遣し、生活指導、相談、日々の安否確認、緊急時の対応等のサービスを提供します。緊急通報装置と生活異変感知センサーが各戸に取り付けられます。</p>	

◆高齢者生活支援ハウス

市内に居住しているおおむね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者等で、環境上の理由及び経済的な理由により、独立して生活することが困難な方に住居の提供や生活援助員による相談・助言・見守りを行います。

◆訪問理美容サービス

市内に居住しているおおむね 65 歳以上の高齢者、若しくは身体障がい者等で、一般の理美容サービスを利用することが困難な方の自宅を理美容師が訪問し、散髪する際の経費を助成します。

◆養護老人ホーム

市内に居住しているおおむね 65 歳以上で、環境や経済的な理由により、居宅での生活が困難な方が入所の対象となります。毎日の食事の提供、通院支援や健康面のチェック、自立した生活の継続に向けてのサポートが行われます。

◆リフト付タクシー券の交付

市内在住で、次の (1) ～ (3) に該当する方へリフト付きタクシー専用の利用券(年間 20,000 円)を交付します。

- (1) 原則、要介護 3 以上の認定を受けている方
- (2) ストレッチャーでの移送が必要な方、常時車椅子を使用するなど一般のタクシーでの移送が困難な方
- (3) 医療機関・福祉施設に入院・入所していない方

※障がい者福祉タクシー券の交付を受けている方、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は対象外。

◆住民主体による生活支援サービス

各地域の住民ボランティア団体による、高齢者への生活支援サービスが実施されています。

- ・訪問型サービス（買物支援、庭の草取りや部屋の清掃など）
- ・通所型サービス（各地域の公民館等を集まって、体操やゲーム、昼食会など）

◆高齢者移動支援事業（HAGICA はぎか）

70 歳以上の高齢者を対象に、萩市発着の路線バス運賃が一乗車 100 円となります。また、離島に住民登録がある 70 歳以上の高齢者を対象に、復路の航路船賃が無料となります。（障がい者手帳、療育手帳所持者は他の割引制度が利用できるため対象外となります。）

<p>介護支援</p>	<p>高齢者支援課介護保険係 Tel.0838-25-3368</p>
<p>介護の必要な方に介護支援を行います。介護サービスを利用するには、高齢者支援課、各総合事務所、支所・出張所で介護保険の申請が必要です。介護が必要と認定を受けた場合は、その認定結果をもとにどのようなサービスが必要かケアプランを立ててから、介護サービスが利用できます。</p> <p>◆訪問を受けて利用するサービス 訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導</p> <p>◆施設に通って受けるサービス 通所支援(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)</p> <p>◆施設に短期入所して受けるサービス 短期入所生活介護(ショートステイ)、短期入所療養介護(医療型ショートステイ)</p> <p>◆有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入所して利用するサービス 特定施設入居者生活介護</p> <p>◆施設に入所して利用するサービス 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院</p> <p>◆住み慣れた地域で利用するサービス 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>◆福祉用具を利用するサービス 福祉用具貸与、特定福祉用具購入費の支給</p> <p>◆住宅環境を整備するサービス 住宅改修費支給</p> <div data-bbox="1114 1697 1327 1886" data-label="Image"> </div>	

<p>各種手当の支給(障がい者) 障がい者手帳の交付 障がい者総合支援法による障がい福祉サービス</p>	<p>福祉支援課障がい福祉係 TEL0838-25-3523</p>
<p>◆各種手当の支給(障がい者) 特別障がい者手当、障がい児福祉手当等の手当を支給します。</p> <p>◆障がい者手帳の交付 規定する障がいの程度に該当する方に障がい者手帳を交付します。障がい者手帳には、身体障がい者手帳、療育手帳(知的障がい者)、精神障がい者保健福祉手帳があります。</p> <p>◆障がい者総合支援法によるサービス 介護給付サービス、訓練等給付サービス、補装具費の支給、地域生活支援事業等があります。</p>	
<p>医療費の助成(障がい者)</p>	<p>福祉支援課障がい福祉係 TEL0838-25-3523</p>
<p>障がい者の方に医療費を助成します。</p> <p>◆更生医療 身体障がい者の方(18才以上)で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できるものに対して医療費を助成します。</p> <p>◆精神通院医療 精神疾患等で、通院による継続的な治療が必要な方に対して医療費を助成します。</p> <p>◆育成医療 身体に障がいがある児童や将来障がいを残すとみられる疾患のある児童(いずれも18歳未満)で、確実に治療効果が期待できるものに対して、医療費を助成します。</p>	

◆重度心身障がい者医療費助成制度

身体障がい者手帳 1～3 級、療育手帳 A 又は精神障がい者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方もしくは障がい年金 1 級、特別児童扶養手当 1 級を受給されている方の医療保険自己負担額を助成する制度です。

〈関係団体の取組〉

地域の相談相手（再掲）	民生委員・児童委員
地域において悩みごとや困りごと等、さまざまな問題を抱えている人に対して、常に相手の立場に立って相談に応じ、相談者を行政や関係機関につなぎ、問題解決の支援をします。	
地域福祉権利擁護事業	萩市社会福祉協議会 TEL0838-22-2289
◆地域福祉権利擁護事業 認知症の高齢者・知的障がい者・精神障がい者等、自分で金銭や大切な書類を管理することに不安のある方が安心して生活が送れるよう支援します。	
◆自立生活安心サポート事業 高齢者、身体障がい者など身体的な理由により、日常的な金銭管理を行うことに困難を伴う方、あるいは不安を感じている方に、福祉サービス利用や日常的な金銭管理をお手伝いし、安心して生活が送れるよう支援します。	
◆法人成年後見事業★ 認知症、知的障がい、精神障がい等によって、自分ひとりでものごとを決めることが難しい場合や、判断が十分にできなくなった場合に、家庭裁判所で決められた法人後見人などが、本人を不利益から守るために支援します。	

(2) 薬物依存者等への支援

犯罪白書によると、覚醒剤取締法違反検挙人員は、平成 24 年度が約 12,000 人、以後減少し、令和元年度で約 8,700 人です。再犯率は平成 12 年で 52.4%、以降増加し、令和元年度は 66.9%になっています。他の犯罪に比べて再犯率が高いので、再犯防止への取組みが重要です。

国・県・市が一体となった薬物乱用防止のための様々な取組や啓発活動を行っています。

また、薬物依存症者の回復を図るため、関係機関と連携し、本人やその家族を支援します。

〈国の取組〉

薬物乱用防止【回復指導】	法務省 矯正施設（刑務所、少年院等）
矯正施設では、専門プログラムにより、回復に向けた指導を行います。	

〈県の取組〉

薬物乱用防止【本人や家族への支援】	精神保健福祉センター TEL083-902-2672
精神保健福祉センター等における個別相談や「家族教室」の開催、DARC（ダルク）が行う「薬物ミーティング」への協力など、依存症者本人や家族への支援に取り組みます。	
「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」（再掲）	山口県薬物乱用対策推進本部（山口県健康福祉部薬務課）山口県萩健康福祉センター0838-25-2666
小・中・高等学校、大学等の児童・生徒・学生を対象とした普及啓発（「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」の開催）に取り組みます。警察官、薬剤師、保健所職員等を講師とし、毎年開催します。	

4 青少年の健全育成

次世代を担う青少年を健全育成していくことは、将来の社会発展にとって大変重要です。

萩市では、家庭、学校、職場及び地域社会が相互協力しながら、様々な青少年健全育成に取り組み、社会の一員として自立し、自己を確立していくことを支援します。

BBS 会員のイルカ
兄さん・姉さん



〈市の取組〉

<p>“社会を明るくする運動”（再掲）</p>	<p>市民活動推進課生活安全係 TEL0838-25-3601</p>
<p>◆街頭啓発</p> <p>7月の“社会を明るくする運動”強調月間に市内の商業施設等において、地域関係者等と連携して街頭啓発を行います。</p> <p>◆作文コンテスト・読み聞かせへの参加促進</p> <p>市内小中学校を訪問し、児童生徒への“社会を明るくする運動”作文コンテストへの参加を促します。また、「草の芽」などのボランティアによる関係図書を読み聞かせ等を通し、児童生徒の運動への理解を深めます。</p>	
<p>薬物乱用防止【啓発】（再掲）</p>	<p>市民活動推進課生活安全係 TEL0838-25-3601</p>
<p>県と連携し、薬物乱用防止に関する様々な啓発を行います。</p>	

子ども・若者相談総合窓口 (萩市ひきこもり相談窓口)	文化・生涯学習課生涯学習係 TEL0838-26-5636 相談受付専用ダイヤル TEL0838-25-3517
<p>ニート★やひきこもり★など、さまざまな困難を抱える子どもや、若者の社会参加や自立に向けた動きを支援するため、萩市子ども・若者相談総合窓口を設置しています。ここでは、就学・就労など、社会参加や社会的自立に向けた幅広い相談に対する助言や支援機関・団体等の紹介を行います。</p> <p>また、同じ専用ダイヤルで、世代を問わない「ひきこもり」に特化した「萩市ひきこもり相談窓口」を開設し、支援を行っています。</p>	
萩市子ども・若者総合サポート会議	文化・生涯学習課生涯学習係 TEL0838-25-3590
<p>ニートやひきこもりなど社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に、自立した社会生活を営むことができるようサポートします。各関係機関が連携し、切れ目のない継続的な支援を行っていくネットワークシステムです。</p>	
萩ユースふれあいスペース事業	文化・生涯学習課生涯学習係 TEL0838-26-5636
<p>高校進学後中途退学した、また、中学校卒業後諸事情で進学できなかった原則 18 歳以下の青少年を中心に、行政・関係機関・団体等が相互に連携して自立に向けた指導・支援を行います。青少年自らが社会の一員としての自覚を持ち、自発的な活動を行うことの出来る居場所をつくることを目的としています。</p> <p>※相談窓口の開設、学習する場の提供、ボランティア体験活動、野外体験活動、地域活動への参加等を行います。</p>	
地域協育ネット	文化・生涯学習課生涯学習係 TEL0838-25-3511
<p>心豊かな人づくりを目的とした地域ごとの独自の取組が地域協育ネットです。市内には、おおむね中学校区をひとまとまりとした 13 の地域協育ネットがあります。</p> <p>地域協育ネットでは、大人も子どもも共に学ぶ場を提供し、学校、保護者、地域の方々、行政が日常的・定期的な連携・協働を行い、志を育てる教育を行います。</p> <p>例) 萩市立大島中学校区（青潮ネット）</p> <p>大島漁協の支援のもと、定置網体験や押し寿司を作る学習を行っています。</p>	

<p>青少年にとって好ましくない環境の浄化活動の推進 「家庭の日」運動の推進 修学支援</p>	<p>文化・生涯学習課生涯学習係 TEL0838-26-5636</p>
<p>◆青少年にとって好ましくない環境の浄化活動の推進 青少年の健全育成を図るために、青少年にとって有害な環境を浄化していきます。例えば、レンタルビデオ店・コンビニ等には、青少年へ有害図書・ビデオの販売・レンタルをしないよう、カラオケボックスには、青少年(高校生以下)を深夜に入場させないよう経営者や店長に理解と協力を求めています。</p> <p>◆「家庭の日」運動の推進 家庭は子どもたちが社会性の基本を身につける場であると同時に、心安らぐ大切な場所です。しかし、家族の形や生活スタイルが多様化し、家族で過ごす時間が短くなっている現代においては、意識して家族の絆を深める日をつくり、ふれあいを大切にする工夫が必要になっています。家族が愛情と信頼で結ばれた「家庭の日」運動を実施します。 ※毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めています。</p> <p>◆修学支援 非行等により通学や進学を断念した青少年に対して、本人の意向を踏まえ、市と関係機関が連携し、様々な取組を活用して修学を支援します。</p>	
<p>子ども相談・支援室</p>	<p>学校教育課 TEL0838-25-3662</p>
<p>児童生徒の不登校やいじめ等子どもの問題に対応するため、専門の職員を配置し、児童相談所、不登校児童生徒等へ適応指導を行う萩輝きスクール★など関係機関と連携して解決に当たります。</p>	

〈県の取組〉

<p>「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」(再掲)</p>	<p>山口県薬物乱用対策推進本部(山口県健康福祉部薬務課)山口県萩健康福祉センター0838-25-2666</p>
<p>小・中・高等学校、大学等の児童・生徒・学生を対象とした普及啓発(「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」の開催)に取り組みます。警察官、薬剤師、保健所職員等を講師とし、毎年開催します。</p>	

〈関係団体の取組〉

<p>学校関係者等との連携強化</p>	<p>萩保護区保護司会 Tel0838-21-5333</p>
<p>保護司★を中心に小中学校との連携を強化し、非行の防止のための啓発活動に取り組めます。</p>	
<p>青少年の非行防止や支援活動</p>	<p>萩更生保護女性会 田万川更生保護女性会 須佐更生保護女性会</p>
<p>地域に活動の基盤をもつ更生保護女性会は、次世代を担う青少年の非行防止・健全育成並びに地域の子育て支援を、関係団体と連携しながら進めます。</p>	
<p>青少年の健全育成活動</p>	<p>萩 BBS 会</p>
<p>少年少女たちの兄や姉のような存在として、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむなど、非行をした少年たちの立ち直りの支援を行います。 主な活動は、ともだち活動、社会参加活動です。</p>	

5 関係機関等との連携

刑法犯の検挙人員の約 5 割は、再犯者が占めています。犯罪をした人等が社会に復帰した後に、社会での孤立、地域での生きづらさを感じるものが再犯に繋がる一因と考えます。

犯罪を減らすためには、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を支援し、再犯を防止することが重要だと考えられます。

そこで、司法や行政機関が地域住民や民生委員・児童委員、保護司、更生保護女性会員、BBS会員等の民間協力者、社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携し、協働して支援することが必要となります。

また、萩市では悩みを抱えた相談者やその家族、地域関係者等からの相談を受けやすくするために総合窓口を設け、相談体制を構築します。



更生保護女性会員の
オコジョさん

〈市の取組〉

再犯防止推進の総合窓口	市民活動推進課生活安全係 TEL0838-25-3601
関係機関等と連携し、犯罪をした人等からの様々な相談に対応します。あらゆる相談に対応する総合窓口で、各種相談業務等を行います。家族からの相談にも対応し、本人や家族に必要な支援に繋がります。	
市民相談	市民活動推進課市民活動推進係 TEL0838-25-3373
市民の日常の困りごと、行政への要望など、様々な相談に応じます。内容によっては、関係機関や関係部署、弁護士等に引継ぎます。	
安全安心相談	市民活動推進課安全安心推進員★ TEL0838-26-6872
安全と安心なまちづくりのため、揉め事・法律関係・警察案件(事件・事故)等の相談に対応します。また、防犯を目的とした各地域への出前講座を行います。 ○相談受付 月曜日～金曜日 ※土日祝日、水曜日除く ○受付時間 午前9時15分～午後5時15分	

女性相談窓口	市民活動推進課女性相談窓口 Tel0838-25-3366
配偶者や恋人からの暴力や女性が抱える様々な悩みについての相談に応じます。また、必要があれば専門の相談機関を紹介することができます。	
消費生活相談	市民活動推進課消費生活センター Tel0838-25-0999
悪徳商法の被害にあった、見覚えのない請求が届いた、借金で生活が苦しいなど、消費生活に関する苦情等について相談を受け付けます。	
消費生活無料法律相談 無料法律相談	市民活動推進課市民活動推進係 Tel0838-25-3373
毎月2回、弁護士による無料法律相談を開催します。 ◆消費生活無料法律相談 ・毎月第2金曜日 午前10時～正午 ◆無料法律相談 ・毎月第4水曜日 午前10時～午後3時 ※電話による事前予約が必要です。	
防犯活動 暴力追放運動	市民活動推進課生活安全係 Tel0838-25-3601
◆防犯活動 安全・安心なまちづくりを目指すため、犯罪抑制を目的とした、青色防犯パトロール★を行います。また、警察や防犯団体と協力し、犯罪被害を減らすための様々な防犯キャンペーン等を行います。 ◆暴力追放運動 安全・安心なまちづくりを目指すため、警察や関係機関と連携し、暴力団撲滅を目的とした暴力追放運動に取り組みます。	
民生委員・児童委員との連携（再掲）	福祉政策課地域福祉係 Tel0838-25-3550
民生委員・児童委員や関係団体と連携を取り、問題解決に取り組みます。	

〈国の取組〉

薬物乱用防止【回復指導】（再掲）	法務省 （矯正施設、刑務所・少年院等）
矯正施設では、専門プログラムにより、回復に向けた指導を行います。	

〈関係団体の取組〉

日常生活の相談（再掲） 資金貸付事業（再掲）	萩市社会福祉協議会 Tel0838-22-2289
<p>◆日常生活の相談</p> <p>子育てや高齢者の介護、障がい者の生活、生きがいつくり、仲間づくり、地域活動など生活全般に関わるあらゆる困りごとの相談窓口です。</p> <p>また、どこに相談に行ったらいいのかわからないなど、様々な生活のしづらさや心配ごとの相談窓口も開設します。</p> <p>◆資金貸付事業</p> <p>低所得者をはじめ高齢者、障がい者世帯のニーズに応じて、必要な資金融資を他から受けることが難しい世帯への資金貸付を行います。</p>	
生活困窮者自立支援事業（再掲）	萩市社会福祉協議会 Tel0838-25-3620
<p>◆自立相談支援事業</p> <p>生活困窮者の相談に応じ、課題解決のための支援計画を作成し、生活の安定や就業支援などの自立に向けた相談支援を実施します。</p> <p>◆住居確保給付金</p> <p>離職などにより住居を失った方、又は失うおそれの高い方に、就職活動を行うことなどを条件に一定期間、家賃相当額を支給します。</p>	

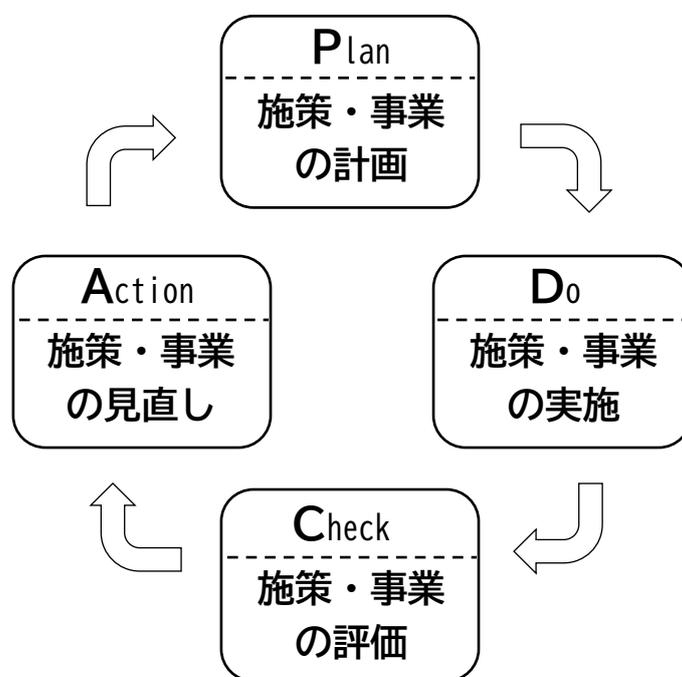
<p>“社会を明るくする運動”（再掲）</p>	<p>菟保護区保護司会 Tel0838-21-5333 菟市更生保護協会 菟・田万川・須佐更生保護女性会 菟 BBS 会</p>
<p>◆内閣総理大臣メッセージ伝達式 内閣総理大臣メッセージ伝達式を実施し、推進委員長（市長）に運動への積極支援を呼び掛け、活動に対する市民の理解と参加を促進します。</p> <p>◆街頭啓発 7月の“社会を明るくする運動”強調月間に市内の商業施設等において、地域関係者等と連携して街頭啓発を行います。</p> <p>◆作文コンテスト・読み聞かせへの参加促進 市内小中学校へ訪問し、児童生徒への“社会を明るくする運動”作文コンテストへの参加を促します。また、「草の芽」などのボランティアによる関係図書を読み聞かせなどを通し、児童生徒の運動への理解を深めます。</p>	
<p>更生保護サポートセンターはぎ</p>	<p>菟保護区保護司会 Tel0838-21-5333</p> <p>更生保護活動の拠点として、保護司が更生保護協会をはじめ、更生保護女性会、地域関係者、関係機関と連携しながら、地域における更生保護活動を推進します。</p> <p>また、保護観察対象者や矯正施設出所者等の相談等も受け、保護司の行う処遇活動や地域に根ざした犯罪・非行防止活動等を支援します。</p>
<p>地域の相談相手（再掲）</p>	<p>民生委員・児童委員</p>
<p>地域において悩みごとや困りごと等、さまざまな問題を抱えている方々に対して、常に相手の立場に立って相談に応じ、相談者を行政や関係機関につなぎ、問題解決の支援をします。</p>	

第3 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画を確実に推進するため、計画に掲げた取組について、国や県関係機関、社会福祉関係団体等で構成する「(仮称)萩市再犯防止推進計画推進委員会」を設置し、計画の進捗状況を定期的に点検・評価し、必要に応じて見直しを行うなど、計画の推進と進行管理を行います。

【PDCAサイクルによる点検・評価イメージ】

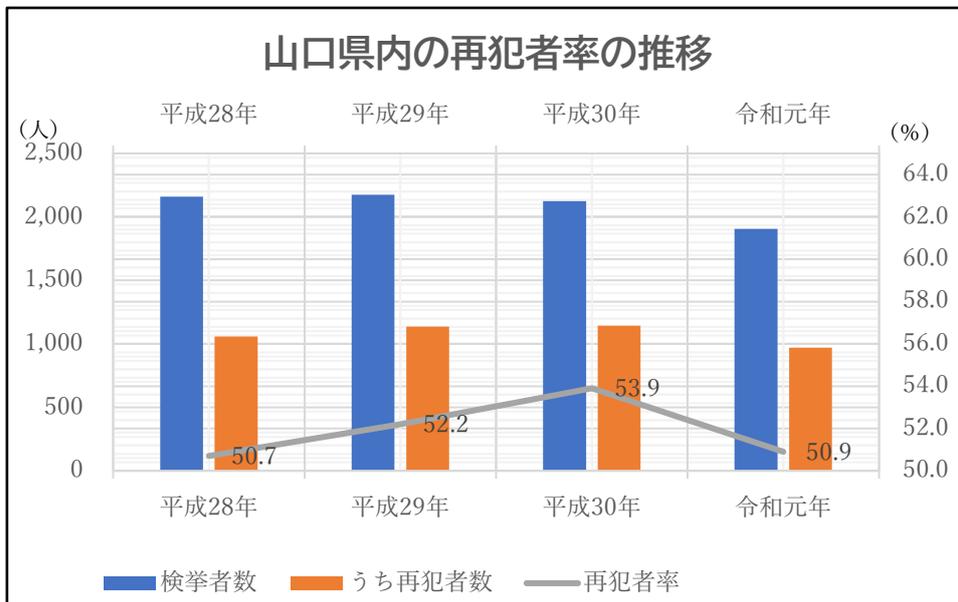


参考資料

1 山口県内の再犯者率の推移

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
検挙者数(人)	2,159	2,175	2,124	1,905
うち再犯者数(人)	1,094	1,135	1,144	969
再犯者率(%)	50.7	52.2	53.9	50.9

※法務省調べ



2 萩市内の刑法犯の過去5年間の検挙件数

単位：件

	平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		令和元年		令和 2 年	
	認知	検挙	認知	検挙	認知	検挙	認知	検挙	認知	検挙
凶悪犯	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1
粗暴犯	13	16	13	14	12	10	12	14	6	5
窃盗	101	67	95	53	82	51	82	59	67	46
知能犯	7	9	10	7	5	6	5	2	6	2
風俗犯	2	2	3	3	1	1	2	2	2	2
その他	26	6	29	7	23	9	31	5	13	9
合 計	149	100	151	85	123	77	133	83	95	65

※萩警察署調べ

3 根拠法令

再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年 12 月 14 日法律第 104 号)抜粋

(目的)

第 1 条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のため努力することが再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第6条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 要綱

萩市再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律の規定に基づき萩市再犯防止推進計画(以下「推進計画」という。)の策定のため、萩市再犯防止推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1)再犯防止の推進の基本的方針に関すること
- (2)再犯防止の推進に関する取組内容等に関すること
- (3)その他、推進計画策定に関して必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は別表の再犯防止にかかる関係機関及び団体から推薦された者をもって充てる。

3 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

4 前条の各事項について、専門的分野から調査検討等を行うため、委員会に部会を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議の出席を求め、意見若しくは説明をさせ又は必要な資料の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱日から令和4年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、萩市市民生活部市民活動推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

5 策定委員

萩市再犯防止推進計画策定委員会委員		
区分		団体等
1	国関係機関	山口地方検察庁
2		山口保護観察所
3		萩公共職業安定所
4	司法関係団体	山口県弁護士会
5	県関係機関	山口県萩健康福祉センター
6		萩児童相談所
7		萩警察署生活安全課
8	社会福祉関係団体	萩市社会福祉協議会
9	地域協力団体	萩市民生委員・児童委員協議会
10	民間協力団体	萩保護区保護司会
11		萩市更生保護協会
12		萩更生保護女性会
13		須佐更生保護女性会
14		田万川更生保護女性会
15	学校関係機関	長北地区高等学校長会
16		萩市小学校長会
17		萩市中学校長会
18	市関係部署	萩市学校教育課
19		萩市文化・生涯学習課
20		萩市福祉支援課
21		萩市高齢者支援課
22		萩市地域包括支援センター
23		萩市福祉政策課
24		萩市建築課
25		萩市市民活動推進課

6 用語解説

あ	青色防犯パトロール	犯罪を抑止することを目的とした青色回転灯を使用したパトロール。
	安全安心推進員	安全と安心のまちづくりに関する地域住民の要望、意見、相談等を受けたり、防犯を目的とした各地域への出前講座を行ったりする委員。
か	協力雇用主	犯罪をした人等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の方々。
	矯正施設	犯罪をした人等や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。
	刑法犯	刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される犯罪。
	検挙	検察官・警察職員などの捜査機関が、犯罪の行為者を割り出し、被疑者とする事。
	権利擁護	認知症や知的障害、精神障害などを持つ高齢者や障がい者が有する人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。
	更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取組。
	更生保護女性会 (萩・田万川・須佐)	地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。
さ	児童相談所	児童福祉法に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものに対応する。

さ	社会福祉協議会	社会福祉法に基づきすべての都道府県・市町村に設置されている非営利の民間組織。地域の福祉推進の中核としての役割を担い、さまざまな活動を行っている。
	社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力をあわせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。
	住宅確保要配慮者	低所得者、被災者、高齢者、障がいのある人等、住宅の確保に特に配慮を要する者。
	住宅セーフティネット制度	住宅確保が困難な人（住宅確保要配慮者）に対する支援制度。賃貸住宅の登録制度、登録住宅への経済的支援、住宅確保が困難な人への居住支援の3つの大きな柱から成り立っている。
	人権出前講座	法務局が、人権教育及び人権啓発の一層の推進を図るため、人権啓発に係る研修会等へ講師派遣事業を実施している。
	人権擁護委員	人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人達で、人権擁護機関を構成する一翼を担っている。 人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが、地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから昭和23年に創設されたものであり、諸外国にも例を見ない。 現在、約14,000名の委員が全国の各市町村に配置され、地域に密着した積極的な活動を行っている。
	成年後見（人）制度	物事に対する判断能力が十分でない方に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法的に支援する制度。

さ	青少年育成市民会議	青少年の成長段階において様々な課題や困難に取り組みながら自己を確立していくよう支持し、社会の中で積極的に役割を担う逞しい青少年を育成することを目的とする団体。
た	地域包括支援センター	高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、さまざまな相談に応じ、総合的な支援を行う機関で、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職が配置されている。
な	ニート	15歳から34歳までの、家事・通学・就業をせず、職業訓練も受けていない者。
	認知件数	犯罪について、被害の届出、告訴、告発その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数。
は	法人成年後見事業	認知症高齢者、障がい者など意思決定が困難な人を、法律的に保護し、支えていく事業。法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が、成年後見人等になること。
	萩輝きスクール	萩市の適応指導教室で、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局が、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない。
	萩市更生保護協会	保護司会の活動に協力し、更生保護事業の充実発展を図り、社会福祉に寄与することを目的とする団体。

は	萩 BBS 会	非行のある少年や悩みを持つ子どもたちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等。BBS 活動(Big Brothers and Sisters Movement)を行う青年のボランティア団体。
	萩保護区保護司会 (サポートセンターはぎ)	萩保護区(萩市・阿武町)内の保護司で組織され、保護司の職務に関する連絡・調整、研究などを行う。
	萩公共職業安定所 (ハローワーク)	職業安定組織の構成に関する条約に基づき加盟国に設置される公的職業安定組織が運営する職業紹介所である。日本においては、厚生労働省設置法第 23 条に基づき設置される公共職業安定所が該当する。「国民に安定した雇用機会を確保すること」を目的として国が設置する行政機関。 愛称は、ハローワーク。
	ひきこもり	家族以外との人間関係がなく、社会参加をしていない状態を指す。必ずしも家に閉じこもっているわけではなく、外出をするような方でも家族以外の方との親密な対人関係がない状態は引きこもりに含まれる。
	法テラス	国民がどこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるようにしようという構想のもと、総合法律支援法に基づき、平成 18 年 4 月 10 日に設立された法務省所管の公的な法人。
	保護観察	犯罪をした人又は非行のある少年に対し、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うこと。 常勤の国家公務員である保護観察官とボランティアの国家公務員である保護司が協働してその任に当たる。

	保護観察所	犯罪をした人又は非行のある少年に対し、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うことを目的とする法務省管轄の機関。
	保護司	保護観察処分中の犯罪や非行をした人と定期的に面接を行い、更生を図るための約束事を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の手助け等を行う。その他、生活環境の調整や犯罪予防活動なども行うボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。
ま	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。 児童委員の職務は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。
や	薬物乱用防止指導員	山口県薬物乱用対策推進本部長(山口県副知事)が委嘱し、薬物乱用防止の啓発・教育指導を行う学校薬剤師。
	薬物乱用防止推進員	山口県薬物乱用対策推進本部長(山口県副知事)が委嘱し、薬物乱用防止の啓発活動、相談及び指導をするボランティア。
	薬物ミーティング	薬物依存症を抱えた人たちが、ダルク(薬物依存症からの回復と社会復帰を目的とする日本の民間施設)などのメンバーと体験を共有し、分かち合い、自分の抱える問題や悩みを直視し、自分を変化させ薬物を使わない生活をするための取組のこと。

や	山口県薬物乱用対策推進本部	県を中心に、覚醒剤、大麻及び危険ドラッグ等の違法薬物の乱用の根絶を期し、健全な社会を構築することを目的に、関係機関・団体が連携を密にし、総合的かつ効果的な乱用防止対策について協議する組織。
---	---------------	--



萩市再犯防止推進計画

発行 萩市再犯防止推進計画策定委員会
〒758-8555 山口県萩市大字江向 510 番地
事務局 萩市市民部市民活動推進課
TEL0838-25-3601 FAX0838-25-6623
E-mail : anzen@city.hagi.lg.jp